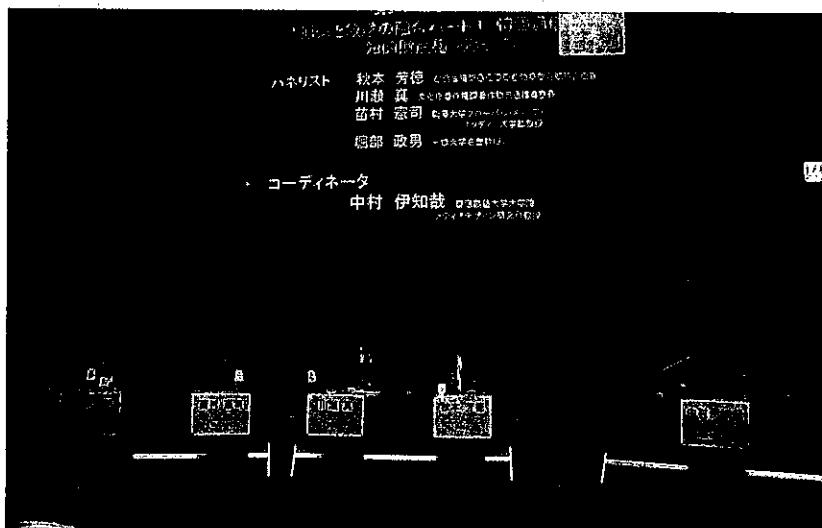


第4セッション

通信と放送の融合パートⅠ： 情報通信法と知的財産権を巡って

出席者

コーディネーター 中村伊知哉（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）
パネリスト 秋本 芳徳（総務省情報通信国際戦略局融合戦略企画官）
川瀬 真（文化庁著作権課著作物流通推進室長）
苗村 憲司（駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授）
堀部 政男（一橋大学名誉教授）



中村 この第4セッションのテーマは、「通信と放送の融合パートⅠ：情報通信法と知的財産権を巡って」です。2011年の地デジ整備を目前に控えて、そのターゲットイヤーに向けて様々な、関連政策が議論にのぼっています。今日はその中の主なものについて論じてみたいと思っています。セッションの参加者は、総務省情報通信国際戦略局融合戦略企画官の秋本芳徳さん、文化庁著作権課著作物流通推進室長の川瀬真さん、

駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授の苗村憲司さん、そして一橋大学名誉教授の堀部政男さんです。皆さん大先輩なのですが、今日はあえて「先生」や「室長」と呼びず、「さん」づけで通させていただきます。ご了承ください。

まず私からoverviewをして、それから秋本さん、川瀬さんから通信放送法体系の論議や知的財産権に関する論議のoverviewを行ってもらい、その後、苗村さん、堀部さんからコメントをいただきます。それからクロストークの議論をしたいと思っております。会場を眺めますと、発言したくてうずうずして

いる方々がたくさんいますので、できるだけQ&Aの時間も取るつもりです。

では最初に私から始めます。私は今年の春、「通信と放送の融合」のこれから」という本を書いたのですが、タイトルの「これから」というところに力を入れました。いわゆるこれまでの融合論議を脱しつつ、次に行かなければいけないんじゃないかということです。この10年ぐらいで我々の手元には新しいメディアであるパソコン、携帯、ブロードバンドといったものが普及ってきて、情報伝達をする通信放送のデジタルネットワークも日本はマルチで整備されています。そして、2011年にはブロードバンドの全国整備と地デジの全国整備という国の目標を達成しようとしています。同時に、ここにどんなコンテンツを流すのかが、今世紀に入ってから急速に議論になっています。

しかしながら産業面で見ると、ICT分野は期待されているほどは大きく伸びていません。総務省の統計では、2000年に86兆円あったICT分野が2005年には79.7兆円と、6兆円シクリンクしていく、その中でも特にテレコムの分野と製造業の分野の落ち込みが激しい。だからこそコンテンツに光があたるわけですが、コンテンツ産業も大きく伸びているわけではありません。たとえば広告の市場は、ここ数年4大媒体が落ち込んでいるなかで、インターネットの広告市場が伸びていると言われますが、トータル7兆円の市場の広告費は伸びていません。つまり新しい産業が作り出されているわけではないのです。日本の通信市場は年間16兆円、放送は4兆円で、足すと20兆円です。この「足す」、「融合する」、「連携する」という言葉はいずれでも良いのですけれども、足して、融合して、連携して、大きくなっているかねばしようがない、ということが、ここ数年議論され続けています。

さて、そうした中で何が政策的なテーマになっているのかと言うと、たとえばコンテンツの政策です。コンテンツの分野は文化・芸術政策にせよ、情報化政策にせよ、戦後いろいろな積み上げがあり、特徴的な側面は大きく分けて二つあります。

一つは、様々な手法が取られている領域です。そこでは、市場を支援したり助成したりする措置と共に、放送の番組規制のような規制措置も同時に進められています。もう一つは、総務省・経済産業省・文部科学省だけではなく、ほぼ全ての省庁にまたが

る横断的な行政の領域で、政府としてもなかなか意志決定がしづらい行政領域です。これは新しい行政の領域と言えます。

そこで3年ほど前に、今後の政策について考えてみると、約300人の産・官・学の方々が集まってグループを作り、議論することになりました。そういった方々にその年、2005年に起きた、コンテンツ政策上の重要なニュースは何だったか、というアンケートを探ってみました。その結果は、こここの会場の皆さんもよく覚えているニュースだと思いますが、2005年の1位は情報通信審議会が「通信・放送の融合を推進する」という答申を出したこと、2位は「文化審議会でipodなどの録音録画機器の補償金の議論が高まった」こと、3位は「経団連がネット配信料率の暫定合意を見せた」ことでした。そして非常に難しい時代が来たな、ということを各自実感したのです。というのは、1、2、3位共にデジタルメディアに関する議論でしたが、三つともメディアが違います。1位は地デジ、2位はHDD、3位はブロードバンドの話でした。そして、1、2、3位共に所管する省庁が違う。総務省と文化庁と経済産業省の所管する領域だということで、つまりこれまでのよう、それぞれの役所のテリトリーで問題を解決しようと、なかなかそうはいかない時代に入ってきたということあります。

2006年のアンケートの結果は、1位は「IPマルチキャスト等の著作権論議が高まった」こと、2位は同率で二つあります、「竹中大臣懇談会が開かれた等によってメディア融合政策が大きく動いた」と「SNSやネット中立性の議論など、WEB2.0が本格化した」です。1位は知財の問題、2位の一つは融合の議論、もう一つは海外からの波と言いますが、ビジネスや技術の話がありました。2007年、昨年末に行ったアンケートでもほぼ同じです。1位が「情報通信法の議論」、これは今日も議論になります。2位が「動画共有サイト」で、これもビジネスや技術の話。3位が「地デジのコピーイングの見直し」で、これは知財の問題であります。つまり融合の話、知財の話、そして海外の技術やビジネスの話が、日本にどっと押し寄せてくるということです。これからしばらくは、こうした融合論議、知財の論議、そしてグローバルにどう考えるのかの、3点が大きな柱となって議論が進んでいくことになると考えられます。

さて、そういったものに対する政策のアプローチ

は、いくつかに分けることができると思います。まず第一に通信放送の融合の話では、通信放送の法体系、ユビキタス特区というのをどのようにプロデュースするのかという議論が高まっています。また、著作権に関する論議やそういったコンテンツの取引市場をどう作るのかという論議も高まりました。これは前者が通信放送の法体系に関わるもので、後者が知財の問題です。それぞれのアプローチの仕方としては法制度でアプローチするものもあれば、市場を作るということでのアプローチもあります。そのような様々な政策論議がなされていて、さらに、それをどのような行政機関で決定していくのか、メカニズムもまた、問うべきテーマとなっています。

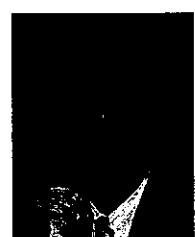
個別に見ていくと、通信放送法の法体系の議論では、2006年頃から、日本に10本程度ある通信・放送の法律を一つにまとめて、レイヤー別に形を変えていく情報通信法なるものを作りたいかどうか、という提案がなされました。昨年、堀部さんが座長を務められた研究会の中でも議論が高まって、今年は情報通信審議会に場を移して議論が進められております。同時に、そういった法律の全面的なリニューアルを待たずとも、いくつかの地域に特区を作つて、そこで電波の規制緩和などをして、新しいビジネス、新しいマーケットを作るという、現実にマーケットオリエンティドで動かしていく手もあるのではないか、という目的で「ユビキタス特区」が始まっています。秋本さんは情報通信法体系の担当でいらっしゃいますが、その前にユビキタス特区をプロデュースされた経験もお持ちです。また全国で28の特区でIPでモバイル放送をするといった実験も始まろうとしています。

また知財の問題では、著作権をめぐる録音録画補償金の話、あるいは日本版フェアユースを導入するといった議論、著作権保護期間を延長するかどうかといった問題、あるいは「ネット権」などの議論が、川瀬さんのおられる文化庁、あるいは知財本部などで闘わされております。これは制度をめぐる議論です。同時にこれは総務省での議論ですが、法制度を動かすのと同時に民間の取り組み、産業界の取り組みによって、新しいコンテンツを流通させる市場をプロデュースして実際にビジネスを産む、という取り組みによって物事を解決し、コンテンツを流通促進させるアプローチもあるということで、いま市場設計などがされているということです。

さて、今はそういった新しい政策が動いているのですが、それを司る省庁が多岐にわたり、縦割りの弊害もあるので、「情報通信省」という新しい役所を作るべきではないかという議論も出ています。この辺にも今日は少し触れたいと、問題提起しておきます。ただ、私個人の考え方としては、このような組織を新しく作るとか、動かすといったようなアプローチではもうかなり無理があると最近は考えています。そのきっかけのひとつは、今年の春から夏頃にかけての「ダビング10」の議論です。これは、これまでのコピーワンスをダビング10に移行するかどうかという民間のルールの問題であり、放送局とメーカーと著作権者が調整する話だったのですが、それがうまくいきません。というのは、そのバックにそれぞれ総務省や経済産業省、文化庁といった官庁がついているからです。このような政策決定のメカニズムを、もう一度フラットなコミュニティを作つて練り直さなければうまく動かない、そういう状況に入っているのではないかと考えます。

ただ、こういった手法もいま日本では試されてきているのですが、本来もっと活躍すべきアカデミズムの機能が弱いのではないか、というのが私の問題意識です。そこで、堀部さんに会長についていただいて10月11日にこれも、「コンテンツ学会」という新しい学会を立ち上げ、ここでそういった議論の場を作つておこうとしています。これも一つの政策的なアプローチと呼べるかも知れません。もちろん情報通信学会もあります。そしてコンテンツ学会もあります。レイヤーが少し違う所もあるのですが、オーバーラップするところも多い領域ですので、情報通信学会とコンテンツ学会が連携しながら問題解決に進めればと思っております。

ひとまず私からのoverviewは以上です。続いて秋本さんに、プレゼンテーションをお願いします。秋本さんが情報通信法の担当になられたのは今年の夏からでしたか？



秋本 今年の7月からです。私は情報通信国際戦略局という、今年の夏にできたばかりの局に所属しています。ここは国際的な視点からいろいろな施策を考えていこうという局で、法体系の検討に際しましても、国際的

にどうなっているのか、という視点を持って検討を進めています。

まず、我が国の戦後の通信・放送の法体系の枠組みをご説明します。放送法は1950年にできた法律で、この時に電波法もできました。それから大きな変化は何と言っても、1985年の電電公社民営化、競争原理導入です。その後、20世紀の終わりから21世紀にかけて、利用環境整備の法律として、不正アクセス禁止法、プロバイダ責任制限法、迷惑メール法、そして携帯電話不正利用防止法などができました。電気通信役務利用放送法という法律も21世紀になって作った法律で、電気通信ネットワーク、電気通信サービスを活用してもっと放送をしていただこうというものです。

現行の通信・放送の法体系に関しては、中村さんから10本という話がありました。違法・有害情報対策関係法令を除くと、放送関係で4本です。そして通信関係が、NTT法を含めて3つ、さらに設備関係を規定している法律として有線電気通信法と電波法が2つあります。これで9本になります。その他に、違法・有害情報対策関係法令が少なくとも4つありますが、今日の説明ではこれを除外します。なお、竹中懇談会では著作権法を意識されていた先生方が10本と言いました。私たちは、現在は9本とよく言い習わしていますが、それはNTT法を除いてプロバイダ

責任制限法を加えて9本のことです。

それでは、この現行の法体系をなぜ見直すのかということについて話します。現行の法体系は、伝送される情報コンテンツが通信なのか、放送なのか、また放送の中でもそれを伝送する設備が無線なのか有線なのか、いずれのネットワークを利用するのか、という区別に応じて規律する法律が異なっています。しかしながら90年代からデジタル化、ブロードバンド化、IP化の進展を受けて、ネットワークの如何に関わらないサービスが出現してきています。分かりやすいところで言うと、CATVインターネット、IPTV、そして近々始まる携帯端末向けマルチメディア放送があります。2010年、さらにその先を展望して考えると、縦割りになっている現行の法体系を一旦横割りで見直し、規律を整理・集約・合理化して、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、新たな法体系への移行を検討すべき時機に来ているのだろうと思われます。そこで堀部先生にお願いして研究会を開催しました。今は審議会で審議を重ねていただいている段階でございます。中村先生もその委員の一人です。

国際的な観点から米欧韓の通信・放送法制を見ると、米国は連邦通信法で通信も放送も規律をしていますが、設備とか、伝送サービスとか、コンテンツといったレイヤーを考えて横割りの法制になってい

るわけではありません。「オムニバス方式」と私どもは言っておりますが、この連邦通信法の中に、縦割りで、たとえば「第何編 ケーブルサービス」というような形で制度が整備されています。

次に、EUの法制ですが、これがレイヤー型になっていると言われるもので、「電子通信ネットワーク」という概念を2002年のEU指令で持ち込み、この電子通信ネットワークについての指令が5本あります。コンテンツにつきましては昨年の12月に視聴覚メディアサービス指令が成立し、EU加盟各国に対して2009年の12月までにこの指令に従った法制化を求めています。このうち、昨年の12月に成立した視聴覚メディアサービス指令は、リニアサービスとノンリニアサービスという概念を持ち込んでいます。リニアサービスとは、番組の提供者が送信のタイミングを決定し編集をするものです。これに対して、ノンリニアサービスは受信者が送信のタイミングを決定するものです。すなわちリニアサービスは我が国における放送に相当し、ノンリニアはビデオ・オン・デマンドなどに相当します。これらリニア、ノンリニアについては、丸印の付いている規律を導入しています(図1)。

韓国の法制は、日本と似た構成になっています。電気通信基本法は、我が国のIT基本法に似た内容が盛り込まれています。この他に、電気通信事業法、

電波法、放送法があります。放送法については、2000年の放送法改正、ケーブルテレビ関連の法律、日本で言えば有線テレビジョン放送法や有線ラジオの規正に関する法律を吸収して一本の放送法にしています。2004年に携帯電話向けのマルチメディア放送についての規定を整備し、2007年にはIPTV法を制定しています。表以外に、最近なお新しい動きがあります。韓国の放送通信委員会が通信放送法制を、またさらに抜本的に見直そうとしています。電気通信基本法を改め、放送通信基本法を作るというパブリックコメントをつい昨日(10/31)、韓国の放送通信委員会が公表しています。それから、これも夏時点で発表されている内容ですが、放送法と電気通信事業法をくくって、放送通信事業法を作ることも発表しているようです。なお電波法は別体系のまま残すこととも、発表されております。ただこの内容で決まつたわけではなくて、これから他の省庁と協議をし、また国会に提出にするという作業になるのだと思います。

我が国における総合的な法体系の見直しの経緯を、簡単にふり返るための表(図2)を参照してください。通信・放送のあり方に関する懇談会は竹中大臣時代の懇談会です。ここで抜本見直しが提言され、その下で政府与党合意により「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を

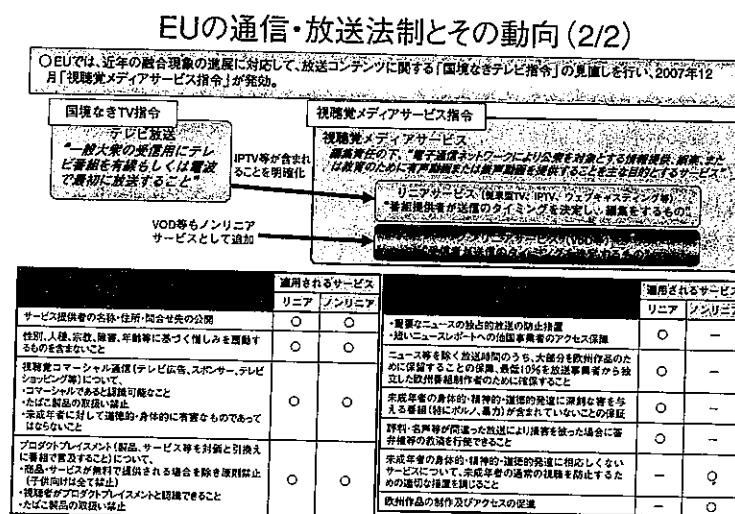


図1

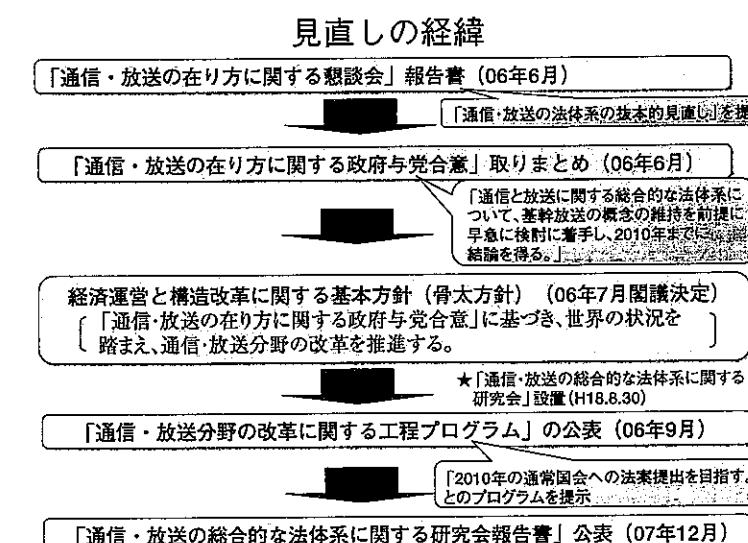


図2

前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」とことなりました。これが「骨太の方針」に盛り込まれ、そして同じ年の9月に総務省の政策プログラム「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」において、政府与党合意よりもさらに前倒して、2010年の通常国会への法案提出を目指すとしたわけです。このあと堀部先生にお願いをいたしまして、研究会を開催し、昨年末に報告書をまとめていただきました。

報告書では、現行法制について、伝送設備、伝送サービス、伝送インフラ、プラットフォーム、コンテンツなど、こうしたレイヤーを関連して見直すことが提言されました。コンテンツについては、この研究会の報告書で公然性を有するものと有しないものとに分け、公然性を有しないものについては「通信の秘密」を保護する。公然性を有するものについては、さらに分類を設けまして、メディアサービスとオープンメディアコンテンツとに分ける。メディアサービスのうち、現在の地上放送を念頭にした特別メディアサービスと、一般メディアサービスとを分けるという類型化を提言していただきました。この研究会の報告書の内容につきましては、またあとで堀部先生からご説明があろうかと思います。

現在審議会で審議を続けております研究会の検討結果を踏まえて、今年の2月から専門の委員会を設置

して、審議を重ねているところです。現在まで9回の審議を重ね、この審議会の委員会において、中間論点整理を行っています。この中間論点整理の内容を表にしています。(図3) 法体系全般、そして伝送設備、伝送サービス、コンテンツ、その他にプラットフォーム規律、レイヤー間の規律、利用者保護規律などを位置付けて、パブリックコメントを募りました。

パブリックコメントは80件集まり、そのうち、半数以上が放送関係事業者からのものです。

伝送設備規律につきましては、中間論点整理では、通信・放送の利用区分にとらわれない、無線局の創設という点を打ち出しております。これについては、積極的、肯定的に受けとめているご意見が多いところです。他方、慎重なご意見もございまして、民放連さん、放送業界の方から慎重なご意見をいただきました。それから電波の利用手続についても、総じて肯定的なご意見をいただいておりますし、また周波数の二次利用の促進を求めるご意見などもいただいたところでございます。

伝送サービスにつきましては、「外的的に伝送サービスとしてくくり得るものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る」という点について、妥当ではないかという意見をいただいた一方で、その際、設備のボトルネック性に

基づく市場支配的事業者に対する非対称規制を維持して欲しいというご意見をいただいています。

やはり最も多くの意見が集中したのはコンテンツ規律で、中間論点整理でメディアサービスについて、「従来の放送の概念に留める方向でどうか」という点を整理しました。それについては賛成のご意見が多くあり、類似のサービスも取り込むべきというご意見はむしろ少数でした。メディアサービスの区分については、特別メディアサービスとそれ以外に分け、「特別メディアサービスについては地上波放送、地上波ラジオに限定すべきではないのか」という意見が多く見られました。他方でBSは特別メディアサービスと位置付けるべきだというご意見もありました。またCATVが地域の果たしている役割の勘案を希望するという意見もありました。CS放送についてはそれほど公共的役割を担っていないという意見が多かったです。

このメディアサービスに対する基本的規律を、「現在の放送に関する規律を土台として検討する」ということについては、「基幹放送事業者にコンテンツ規律は限定すべきである」というご意見や、「CS放送、CATV、役務利用放送を同一規律で行い、競争条件が同一になる制度を希望する」というご意見がありました。マスメディア集中排除規制についても、「特別メディアサービスに限定して、他のメディアサー

ビスについては緩和すべきである」というご意見があります。オープンメディアコンテンツの規律に関して、「プロバイダ責任制限法の適用範囲を広げることでどうか」という整理をしたのですが、適用範囲の対象の拡大につきまして積極的なご意見は、ヤフー株さんぐらいで、多くは消極的なご意見でした。今年の前半に成立しました、議員立法の効果を見守るべきであるといった意見も多く見られました。

こうしたご意見を踏まえまして、検討アジェンダ(図4)を示して、個別の制度改革、需要の見込める制度改革から議論しよう、ということで現在審議を重ねています。伝送設備規律に関する制度改革からヒヤリングを始めているというのが現在の検討状況です。これまでに無線設備、無線局に関わる規律の見直しについてヒヤリングを行い、また10月21日に伝送サービス規律とオープンメディアコンテンツの規律につきましてもヒヤリングを行いました。11月25日に主として放送に絡むコンテンツ規律と、法体系全般につきまして、関係業界、関係者、有識者からのヒヤリングを予定している、というのが現在の検討状況でございます。

中村 ありがとうございました。では続いて文化庁の川瀬さんからお願いしたいと思います。

中間論点整理	
<検討状況>	
主な論点及び検討の方向性	
放送 サービス	■放送サービス規律の見直し 既存の電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図ることに、特徴的な事項については放送の方向で検討。
コンテンツ	■メディアサービスの規律 従来の放送の概念に留める方向で検討。 ■メディアサービスに対する具体的な規律 メディアサービスの区分を踏まえ、放送の並進に関する規律を土台として検討。 ■コミュニケーション規律 新たな法体系の下でも規律の自由、権利の多元性を尊重する原則及び権利を失かないことから、マスメディア集中排除規制を堅持する方向で検討。 ■オープンメディアコンテンツ(医療)に関する規律 ブロードキャスト規制の枠組みを適用し、裏面は行政権限が適切に保証する方向で検討。
その他	■ブロックフォーム規律 ブロックフォームの概念を明確にした上で、放送プラットフォーム規律と連携して規定する必要性等を持続。 ■レイヤー間の規律 電気通信事業者規制委員会の行ううつせん、仲裁の対象となる枠組み、再びもといりにに関する審議者の起きたもよきある方向で検討。 セイバーベースの規律 セイバーベースによるレイヤー間の公正開示確保のための所要の規律の在り方について検討。 ■規制委員会規律 セーフティネットとしての包括的な利用者保護規律を整備する方向で検討。
伝送設備	■伝送設備の見直し 法規の規制を含む等にこだわらない形での柔軟な電波利用を可能とする方向で検討。
■電波利用規制 既存サービスの内済み市場や運営内容の在り方にについては検討対象とはならない。 ■周波数譲り受け 現行法に基づく事業者の譲り受けを実質的に維持する方向で検討。	

図3

「検討アジェンダ(案)」	
<概 要>	
意見収集を行いつつ、審議を深めらるべき事項	
法体系全般	■法体系全般 ○サービスごとにネットワークを区別する合理的な規律が失われつつあり、可視化し振り分けを維持することは適当か。 ○セイバーベースの規律と当該権限下でサービスを提供する者の間で譲り受けを認めた場合を土台とする法律系を検討していくことは適当か。 ○同一のサービスが同一の規律で適用されることによって統一的な競争条件の確保や利害者保護を目的とすることは適當か。 ○「コンテンツサービス」「伝送サービス」「放送設備」の3つのセイバーベースを認めた上で全体として合理性のある法律系に改めることは適当か。
コンテンツ	■電波利用規制の見直し・区分 ○適度な区分の概念にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することを適当。 ■電波利用規制 ○既存の電波利用規制の見直しについて、現行の有線テレビジョン放送法との兼容性を考慮した見直しの検討の必要性を検討することを適当。 ■規制委員会規律 ○セイバーベースによるセイバーベースの規律を検討するか、それともセイバーベースによるセイバーベースの規律を検討するか、その他のセイバーベースによるセイバーベースの規律を検討するか、その他のセイバーベースによるセイバーベースの規律を検討するか、その他のセイバーベースによるセイバーベースの規律を検討することを適当。
伝送 サービス	■伝送サービス規律の見直し ○既存サービスの見直しについて、電気通信規律の概念を踏まえたものととの方向で検討することは適当。 ○外的的に伝送サービスと認定できるもののうち規律規制が電気通信事業法の規律範囲と共通のものは、基本的に電気通信事業法の規律範囲に組み入れて規律の一元化を図ることを検討することを適当。 ○有線テレビジョン放送規制に認定する規律の見直し。 ○有線テレビジョン放送規制における規律を維持するか、及び充足すべき規定ではない規律を削除することは適当か。利用者を考慮した規律を維持することは適当か。 ■規制委員会規律 ○セイバーベースによるセイバーベースの規律を検討するか、その他のセイバーベースによるセイバーベースの規律を検討することを適当。
利用者保護	■対称規制の見直し・区分 ○セイバーベースによる規律と外的規律との見直し、そのための規定について、規制委員会が完全には適用することは公道か、及び充足すべき規定ではない規律を削除することは適当か。利用者を考慮した規律を維持することは適当か。 ○規制委員会によるセイバーベースの規律を検討するか、規制委員会によるセイバーベースの規律を検討することを適当。 ■規制委員会規律 ○セイバーベースによるセイバーベースの規律を検討するか、その他のセイバーベースによるセイバーベースの規律を検討することを適当。

図4



川瀬 文化庁の川瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。今日は「ネット社会と著作権制度」ということで簡単にお話をさせていただきたいと思います。著作権問題について、文化庁でいま何を検討しているのかというよりも、なぜ検討しているのかという背景の流れをお話しさたい。なお、私がこれから申し上げます意見はあくまでも私個人の意見で、文化庁としての意見ではございませんのであらかじめご了解ください。

まず、ネット社会における著作物の創作・利用の変容ということですが、ネット社会に移行してきたことは、著作物の創作や利用にとって革命的な出来事だと私は思っております。

具体的には、まず創作・利用の形態の変化ということです。創作につきましては新たな創作方法の出現、たとえばウェブペディアや電車男などにより不特定の人が一つの著作物を作っていくという問題もありますが、私としてはプロ以外の人が著作物の公表手段を得たことだと思っています。たとえばホームページで著作物を簡単に全世界に向けて提供できるというようなことがネット社会の大きな特徴です。一方利用の面から見ますと、新たな利用手段が出現しました。ファイル交換ソフトやネット広告、ネットオークション、検索エンジン、投稿サイト、例を挙げれば限りがないわけですが、その根底にあるのはプロ以外の人が著作物の利用手段を入手したこと、つまり素人でも他人の著作物を利用してそれを全世界に発信することが可能になったことだと思います。そして今、ネット社会は岡本政研大教授の本にもあるように「一億総クリエーター、一億総ユーザー」の時代に突入して、いやとうなく著作権制度も変容せざるを得なくなってきた、というのが時代背景だと思います。

そしてこの「創作・利用の形態の変化」から、様々な議論が出てくるわけです。たとえば、今は著作物を作った時点で自動的に権利が発生するという、無方式主義で権利を与えますけれども、そういう無方式主義が良いかどうかという議論も出てきます。また、著作権制度と表現の自由という関係についても改めて大きな議論になると思っております。ただ、今日はこういう大きな課題を議論する場ではないの

で、もう少し小さいテーマで今日は話をしたいと思います。

今日のテーマとの関連で大きな変革の一つは、通信インフラが整備をされて、いわゆるインターネットタイプ配信、つまり利用者の求めに応じ、作品を配信するという、新たな利用手段が普及をしてきました。これは著作権制度の問題としては、1996年に世界知的所有権機関（WIPO）で、新しい条約ができて、そういうインターネットタイプ配信に新たな権利を付与することに国際的なコンセンサスができました。日本もインターネットタイプ配信について著作者、それから実演家などの隣接権者に権利を付与するということで、法制度としては一応の形が整えられています。ただ、それでこの話が終わったかといういろいろな課題が出てきます。それが今日例として取り上げる二つのことです。一つはネット流通を拡大させるためには、作品の流通促進が不可欠であるということです。高速道路を造っても車が走ってなければ意味がないのと同じように、インフラが整備されて、そこで作品が流通することが重要なのです。そういうことから、いわゆるデジタルコンテンツ流通促進法制、または契約システムについての制度の見直し、ないしは現行の契約システムそのものの見直しが課題として大きな問題になっているのです。

もう一つは、その整備された通信インフラを活用して、放送とか有線放送と同じような送信ができるようになったということ。これは実体面の変化、また法制面の変化があるわけで、そういうことから通信と放送の融合を踏まえた著作権制度と契約システムの整備が、大きな課題となってきたと思います。今日はこの二つを取り上げてみたいと思います。

その前に、ネット社会への移行と著作権制度に与える影響ということで、少し整理をしてみました。著作権制度は元々公正な利用に留意しつつ、著作者などの権利の保護を図り、文化の発展に寄与することを目的とするということで、権利の保護と利用の円滑化のバランスを考えながら制度ができていることは間違いないわけです。ただ、私は伝統的な著作権制度は、やはりバランスは求めつつも軸足としては権利の保護というところにあるのだと思います。しかし、その軸足を少し利用の円滑化の方に移してはどうかというのが、今の議論だと私は思っているのです。それに対しては、あくまで伝統的な考え方を維持すべきだという考え方もありますし、軸足を

利用の円滑化の方に移す場合においても、移し方、つまりどこに軸足を置くのかという考えも人によつてずいぶん違うわけです。それからもう一つ大きいのは、ネット社会というのは実は作品の流通について外部から監視が可能なのです。たとえば無断違法サイトについては、詳しいことは言いませんけれども、権利者団体は独自に検索エンジンを開発しています。従って定期的に監視をしています。そのように、無断違法サイトというものは権利者が監視できる。そして自分が権利を持っている作品がどこにアップロードされているというのをある程度把握しているのです。その技術もどんどん進んで参りました、かなり詳しく把握できるようになりました。

また日本の社会は法令遵守を強く求められるようになってきました。最近の食品衛生の騒ぎもそうです。そういう法令遵守が求められている現代社会の中で、従来のように利用者が無断利用のリスクを負って流通させること、たとえば30人権利者がいたとしたら20人からは許諾を得られ、10人には許諾が得られなかつたとして、「まあいいや、どうせそんなに大した重要な人じゃないから問題にならないや」と言って流通させるというわけにはいかなくなってきた。そういう意味で法制度をきちんと守るべきだという考えが出て参りました。

では、ネット流通における作品の供給の現状と解決策ですが、確かにネット社会というのは素人の作品も流通できるようになりました。素人が利用手段を得たことも特徴ですが、ネット社会はプロの作品の流通も変えようとしています。やはり魅力あるコンテンツはプロの手によるものであるからです。だから需要があるコンテンツはプロが作った作品だということはネット社会になんて変わらない、と私は思います。そこでインフラの整備がある程度進んだ現在、たとえば書籍、マンガ、音楽、映画、ゲームなどのいわゆるプロの作品に関係者は注目しています。そういうものが円滑に流通するようにしていきたいと皆さん考えておられるのです。音楽などのネット配信は順調に市場を伸ばしつつあります。日本の音楽の場合、たとえば98年に約6000億円のパッケージの市場があったのが去年は約3200億円まで落ちたという事実がありますが、一方でネット音楽配信は順調に伸びつつある。特に日本の場合では携帯での着うたとか着うたフルの利用が多くて、そこは少し海外と違うところですが、それでもネット

音楽配信は順調に伸びています。ただ、コンテンツの流通促進は図られているのですが、一方で問題も顕在化しています。これは非正規流通の拡大の問題であり、素人による無断アップロード・ダウンロードが横行している現状があります。

昔の著作権侵害の典型的な例は、海賊版でした。海賊版というのは海賊版業者が営利販売を目的として無断で作成した物のことをいいます。今は海賊版業者が無断で音楽や映像を配信しているのではありません。配信しているのは素人なのです。これが著作権制度にとっては非常に大きな別の問題を提起しているのです。たとえばファイル交換ソフト、それから着うたや着うたフルの無断利用サイト、みんな素人がやっているのです。

ところで、問題は映像配信についてです。特に放送番組につきましてはたとえばNHKだけでも50万番組が倉庫に眠っていると言われておりますが、活用されているのはごくわずかではないか、よりたくさんの方の番組を流せば消費者も満足するのにという意見があります。そういう中で今、皆さん悩んでいるのです。通信インフラを整備された通信業者の人は、インフラは整備したけれども流すものがない。それでは自分たちで資金を投じて新しい番組を作ればいいではないかという意見もありますが、その資金もないし、人材もない。だから他人の作品を流すということに頼らざるを得ない。一方、放送番組を作っている放送事業者の方たちは、広告収入が減っていく中で、通信業者はライバルなのです。ライバルにキャラコンテンツをどんどん提供できるのか、ということがあるわけです。「敵に塩を送るのか」ということです。ただし放送局の人たちは、ネット事業は今後の重要なビジネスになるということは理解されていますから、他人にコンテンツを提供するのではなく、自らが配信をしようと、一生懸命努力しておられます。ただネットだけがビジネスじゃなく、パッケージもありますし、マーチャンダイジングもあります。ですからネットになかなか軸足を移せないのです。対価の問題もありますし、セキュリティの問題もある。また著作権問題が一切ないかというと、著作権の契約ルールが未整備だというところもあるわけです。

映像作品のネット流通には、法律問題と契約問題の二種類があります。ほとんどは契約問題です。プロとプロとの契約であっても、一部の業界を除き、

契約書を作らないのが常識だったのが、日本のコンテンツ業界です。他方アメリカは契約システムが完備しておりますから、新しいメディアが出てきたときもコンテンツホルダーが提供しやすいのです。そういう日本とアメリカの契約環境の違いがコンテンツの流通促進に影響を与えています。特に過去の放送番組につきましては、契約書はありません。放送のための契約しか行ってこなかったわけですから、ネット時代になって放送番組をネットに出そうとしても、契約を一からやり直す必要があるわけです。たとえば30人の俳優さんを使つていれば、改めて30人の俳優さんに了解を得ることが必要になってくることになります。

そういう中で、コンテンツの流通促進についての法制度という問題が浮上して来たわけです。今、私が思うところ、作品のネット流通を促進させるために二つの対立する対応策があると思います。現在の著作権法を改正して、「デジタルコンテンツ流通促進法制」を整備することについては関係者のコンセンサスは形成されつつあると思っています。

第一の考えは、市場原理に任せられるものは市場原理に任せ、それ以外のものは制度改正で対応しようという考え方です。たとえばネット流通がビジネスになると関係者が考えれば、契約問題は自然に解決するということです。一つの例はNHKが12月から実施するネットサービスです。私がNHKの方から、契約の実情についてお聞きしたところ、以前と比べてかなり進んでいます。今までルールができていなかったところに新しいルールができました。またネット配信に対して消極的だった権利者の中にも、条件はあるにしても、許諾をしていくこうという動きがあります。また、ギブアンドテイクでNHKがこういうことをしてくれるのなら許諾をするということもあるようです。これはビジネスの世界ですから当然のことだと思います。一言で言うと、「やればできるのではないか」という印象です。つまり今まで誰もやる気がなかったから、契約ルールができなかつたのだと言いたくなるような思いを持っています。私はNHKの努力を非常に高く評価しているのです。また、権利者側も実演家著作権センターによる実演の集中管理がこの4月に始まりました。まだ評価をすることは早いと思いますが、権利者側も決してネット流通に対して消極的ではないということが理解できると思います。

ただ市場原理に任せられないものは法改正で対応する必要があります。つまり当事者間の契約システム構築の努力ではできない問題があります。たとえば権利者不明の場合の著作物、実演等の利用について法的な仕組みを充実させる。それから違法サイトなどからの個人によるダウンロードの制限、それから検索エンジンサービスの促進については契約ベースでは何ともしようがないですから、ここは法律で手当てすることも考える必要があると思います。

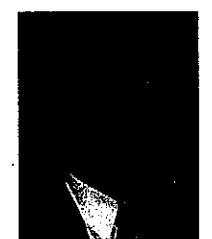
もう一つの考え方というのが、作品の制作者以外の著作権・著作隣接権を弱めることにより、つまり許諾権を報酬請求権にすることで、制作者の判断のみで作品のネット流通が可能になる制度の構築です。つまり我が国では契約システムが整備できない、整備できたとしても時間がかかるとなるとコンテンツの国際展開が遅れるので、著作者や実演家の権利を引き下げるによってコンテンツ流通の促進を図るという考え方があります。これはいわゆるネット法構想です。

次の課題ですけれども放送と通信の融合と著作権制度ですが、従来放送・有線放送の様な情報が常に受信者の手元にまで届いている放送形態と、ネット配信の様に受信者が求めた情報だけが手元に送信されるという送信形態を分けて、著作権法では権利関係に差を設けていたのです。特に前者の場合では、たとえば放送事業者および有線放送事業者は、特に著作隣接権で保護することもして参りました。またそういう事業者がコンテンツを作る場合の特別な取り扱いをしておりました。そのように著作権制度では、放送・有線放送とネットワーク配信というのは厳然と峻別していたのです。それが、平成13年に制定された電気通信役務利用放送法によって事業者が電気通信役務を利用して放送することが可能になりました。この法改正により、IPマルチキャスト放送が実用化されようとしたが、従来の有線放送と同様の役務提供ができるのに権利関係に差が生じ、たとえば放送の同時再送信を行うに当たって契約上の不利が生じたわけです。特に2011年のアナログ停波を前にして、総務省ではみなさんがデジタル放送を見るための補完路として、たとえば衛星を使った提供やCATVを使った提供、それからIPマルチキャスト放送を使った提供というものに、政策的に力を入れておられました。私どもの方にも、そういう理由から法律改正の要望をいただきました。その

際、私もその実態を見学させていただき、仕組みも教えていただきました。私が驚いたのは実態を見たときに、簡単なことなのですが、有線放送もIPマルチキャスト放送もコントローラーを押せば放送番組が見えるのです。つまり素人には分からぬのですが、送受信の仕組みが違うということで、これは有線放送、これは自動公衆送信、ということになつていています。このようなことから法制度と放送実態の整合性をとるために、2006年の法改正により、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信につきましては有線放送並みの権利関係に整理しました。

課題は自主放送をどうするのかということです。IPマルチキャスト放送に限らず放送インフラ、有線放送インフラおよび通信インフラのどのインフラを使うかにかかわらず、同様の送信形態と著作権の権利関係の整合性をどうするかということが、課題になつてきていますので、それにつきましては放送通信規制のあり方、いま秋本企画官がご説明なりました様なことが、明らかになった段階で私どもとしては検討していきたいと考えております。

中村 はい、ありがとうございました。秋本さん、川瀬さんからそれぞれ情報通信法や著作権に関するオーバービューをいただいたのですが、これらについて、苗村さんと堀部さんからコメントいただきたいと思いますが、苗村さんからお願ひいたします。

苗村 私は主に、川瀬さんが直前にお話をされたことについて、補足的なことをコメントさせていただきたいと思います。

二つのことをお話ししたいと思います。一つ目はグローバル・メディアとしてのインターネットに関する話題ですが、もう皆さんご存知のことを多分確認するだけだと思います。それから二番目、デジタルネット時代の知財制度のあり方について、今知的財産本部のほうで検討されている中身のポイントを紹介いたします。

申し上げるまでもないのですが、インターネットには国境がありません。当然ドメインネームとかアドレスはありますが、ネット上で、たとえばコンテンツビジネスをやった場合に、たとえば欧米では死後70年まで保護される著作物について、日本は保護

期間が50年です。そこで日本では自由にコピーし、配信できるものを載せたところ、外国から著作権侵害だと言われる。このようなたぐいのことは実質的に防ぎようがないという問題があります。これは大前提で皆さんご存知の通りですが、では本当にインターネットはグローバルかというと、実は明確にアメリカ生まれのものです。今年はこの学会が生まれてから25年ですが、インターネットの元になった組織が生まれたのは今から50年前です。50年前にどんなことがあったかというのを記憶されてる方は、いらっしゃらないかも知れませんが、実は1957年の10月に旧ソビエト連邦がスプートニクを打ち上げたのをきっかけとして、当時の米国アイゼンハワー大統領が1958年の2月7日に「ARPA」(高等研究企画局)というのを作りました。この組織が約10年後にARPANETを作り、それをインターネットに拡大していったわけです。極めて明確にアメリカの国防予算で作られたネットワークであり、アメリカ生まれであり、アメリカ育ちのものが世界に拡大してきたのです。

蛇足ですが、実は58年10月1日にARPAから分離されたのがNASA(航空宇宙局)です。で、NASAも今年発足50周年を祝いました。日本のマスメディアはほとんど報道しておりませんでしたが、ARPAができたから半年後にNASAが生まれて、その後ARPAの主たる研究領域が情報技術・通信技術に移った経緯があります。

それはさて置きまして、一度最初の話に戻りますが、今でもこの、アメリカ生まれであるこの、いろいろな結果が残っております。昨日の午後のセッションで会津泉さんがいろいろなことを説明になつたと思いますが、いわゆるインターネットガバナンスというのも今は国際的大論争ですが、アメリカから見ればなぜアメリカ生まれのいわばアメリカ国籍のインターネットに関して、外国人が文句を言うのだという感じでしょう。いま、アメリカで大統領選挙をやっていますが、アメリカ生まれである二人の大統領候補者に対して外国人が文句を言うのと同じようなもので、そもそもインターネットガバナンスというのはアメリカの問題だというが、第一の彼らの発想だと思います。そこで、それに対して異論を唱えてもどうにもならないわけで、ちょうど今回大統領選挙を行っているアメリカが16年前に大統領選挙をしたときに、民主党の副大統領候補であつ

たゴアさんが、当時はアメリカ政府の指導の下で研究教育用のみに使っていたインターネットをビジネスに開放することを決め、それと同時に日本を含め、世界中の企業がこの上に乗っかってきたわけです。その上で当然のことながら日本では日本の法律が適用されることになりました。しかしその間には大きな齟齬がある。これは認めざるを得ないと思います。

そこでインターネット上でビジネスを行うときに、どういう法制度をつくり、それを適用したら良いのか、ということについて、日本の法制度の中で、たとえば著作権法制度をどうするかとか、商標権、あるいは延長としてのドメイン名をどうするか、ということを決めて上手くいきません。たとえば、現実にヨーロッパでは日本の消費税に当たるVAT（付加価値税）をどうするかという議論を非常に大きな規模でやってきたわけですが、日本では消費税ですら議論をしていない。アメリカでも大変大がかりな議論をして、セールスタッツに関する当面の結論を出しておりますが、日本ではそれが論争にすらならない。あたかも日本人はインターネットは日本の国内のネットワークだと思ってやっているんじゃないのかという、心配があります。そして、これがコンテンツビジネスの前に、まさしく直接的にぶつかるのではないかというのが私の心配です。結論が変わるものではありませんで、先ほどの川瀬さんの延長なのですが、しかしうしてもこういう法律改正をするときに必ず国際あるいは国境を越えたグローバルなインターネット上の話だ、ということはぜひ、お考えいただきたい、というのが一つのコメントです。

さて、具体的に文化庁を中心に著作権法の改正を議論しているのと平行しまして、知的財産戦略本部でも「デジタルネット時代における知的財産制度のあり方」というものについて検討しております。この会長は東京大学名誉教授の中山先生で、委員の中には法律の専門家、他にいろんな分野の方も入っておられて、今日の座長をしておられる中村先生も私も参加させていただいております。この場でどんな議論があったかですが、基本的には以下の三つのポイントを議論しています。まず一つは、コンテンツの流通促進方策です。これはいま、直前に川瀬さんのお話があったことを中心として、その近辺でいろいろな問題を議論しています。たとえば二つの選択肢の内で市場原理に任せるという考え方もあるわけですが、ただそれで自由に、というだけではなくて

て、たとえばデジタルコンテンツを識別するための、ある種の番号付けを行うことだと、いろいろな議論が含まれております。当然業界としても努力をする。その上で必要な法制度を揃える。ネット権も一つの選択肢に書いております。ちょっと私が補足しますと、この中で明確に議論はされていませんが、たとえば著作権管理事業というのが、今法制上明確に位置付けられているわけですが、これはある意味の市場原理の延長で、著作権管理事業そのものにも競争原理を導入するということで、いま動いているのです。コンテンツの流通促進を図るのであれば、ここは見直しても良いのではないかと私は個人的には考えております。いずれにしても、これに向けていくつかの提案が出されております。

二番目は権利制限の一般規定を導入する、という話です。日本版フェアユース規定と通称呼んでおりますが、アメリカの著作権法にあるような一般的な権利制限、ユーザーから見れば自由に著作物を利用できる条件のようなものを、日本の著作権法にも入れるべきではないかという主旨の提案です。これはこの調査会の中では特に反対意見はなく、その方向で具体的な検討を進めようという主旨の報告案になっております。私はこれ、総論は賛成なのですが、ただちょっと気になっていることがあります。それは、その直前の流通促進方策とも関連するのですが、たとえば市場原理、あるいは業界の相互の努力・調整・協議によって料金を決めていろんなコンテンツを利用することによってコンテンツビジネスの拡大をしようとしたときにこのフェアユースのあることによってかえってそれが妨げられる。消極的になるという懼れもあります。市場原理というのは、言葉は簡単なんですが、要するに「有料ですよ」ということです。ただビジネスとして双方が納得する料金で利用することで、双方がWin-Winの関係になるようにならうということが主旨なのですが、フェアユースの基本的な考え方はある条件を満たしたら無料ですよ、自由に使って良いですよという考え方です。私は個人的には先ほどちらっと名前が出ました、報酬請求権のように、有料だけれどもごく安い料金で自由に使える、一々契約を結ばなくとも良い、というものをもっと増やすべきだと思うのです。しかしそれに当たる適切な言葉がなかなか見あたらない。そこで現在の様に著作権者が独占権を持つか、あるいは一挙に無料で使えるか、という議論になってい

るのが少し残念ですが、いずれにしても方向はほぼ見えていると思います。

一方で、ネット上で違法なコンテンツが大量に流通している。これをどうやって禁止するか、あるいはすでにあるものに対する対策をどうするかという議論です。これもより細かい話が出ております。今日は時間の関係で細かいことは申しませんが、具体的にこんな形で公表されているということだけ、ご紹介します。先ほど申し上げた、デジタルネット時代における知的財産制度のことですが、そのあたり方が報告案という形で、昨日(10/31)公表されて、約二週間程度の期間でパブリックコメントを募集しているという段階です。今日ここにお見えの方々含めて、いろんな方に関わりの深いものですので、ぜひご覧いただいて積極的にご意見をいただきたいと思います。これは知的財産戦略本部としては、これをベースに明確な方向を出して、それに基づいて、たとえば著作権法の改正が必要であれば、また文化庁の方でいろいろご検討をいただくと思いますし、場合によっては他の法律、たとえば不正競争防止法の改正とか、その他の制度あるいは業界の活動にも反映されるものだと思います。

最初に申し上げたことと関連しますが、こう言ったことについて日本国内だけで議論をして国内のルール作りをするということがそろそろ限界なのかなと感じます。いろいろな意味で国際的にもこういったことについて意見を伺うことが大切で、従ってこういう報告書も日本語で公開すると同時にせめて英語で公表して外国からもどんどん意見が出るというようにしていかないと、インターネット上のコンテンツビジネスの拡大というのは難しいのかなと個人的には思ったりしているところです。

中村 どうもありがとうございました。では最後になりますが、堀部さんからお願ひいたします。



堀部 今日の第4セッションのテーマのうち、先ほど秋本さんから通信・放送の総合的な法体系に関する研究会、その後の情報通信審議会の検討委員会の議論については紹介がありました。私もそれに関連する問題を取り上げることにします。

今年で情報通信学会が設立25年になりますけれども、私は早い段階から情報通信学会の研究会などに関わってきておりまして、そこでもこの種の議論をしてきております。また、総務省で、昨年の12月6日に通信・放送の総合的な法体系に関する研究会の報告書をまとめました。そのまとめの時期にこれは以前からずっと議論があるところですが、インターネット上の違法・有害情報に対してどう対応するのかという検討をすることになりました。そのような検討を始めたときの昨年12月10日に、当時の増田総務大臣が、携帯電話・PHS事業者等に対して、フィルタリングサービスの導入促進への取組を強化するよう要請しました。

このように議論をしてきておりますので、今年の1月25日にNHKの「視点・論点」という番組でも、「通信・放送の融合法制」というテーマで話をしました。この番組には10年以上前から時々出ております。このときは、これまでのメディアの発展と法体系を歴史的に四期に分けてみました。それを踏まえて、具体的にどういう法があったかというのもここで取り上げてみました。

今日のテーマあるいは、ここ最近盛んに使われております「融合」という言葉ですが、この情報通信学会の研究会でも前からこの言葉について議論をしたことがあります。1980年前後に、アメリカでconvergenceという言葉が使われるようになってきました。これを普通の辞書で引きますと、「集中、収束、収斂」などということなのですが、通信と放送のconvergenceを、辞書に出ていた日本語で表現するには必ずしも適当ではないと考えて、「融合」というように訳してみたこともあります。1980年代後半とか90年代にも、「融合」ということをこの学会などでも問題提起しますと、「いや、融合というのは溶けて一つになることであるので、適切ではないのではないか。やはり通信と放送はそもそも別のものであるし、現象的には確かに似通ったところもあるけれども融合というところまでは行ってないのではないか」というような意見がありました。このように、「融合」という言葉が必ずしも受け入れられないというところもありました。

ところが最近、特に21世紀になりまして、「融合」という言葉がずいぶん頻繁に使われるようになります。また国際的に議論すると、このconvergenceという言葉が使われております。ということで今日

では「融合」というのは当然のこととなっていると言つても良いですし、実態もそうなってきてているというところもあります。

そのあたりも踏まえつつ、2006年8月に開かれた、通信・放送の総合的な法体系に関する第一回の研究会で座長として挨拶した時に、今のようなことも話しまして、法体系をどうするのか、という議論を始めました。その報告書が出たのは12月6日ですが、その前に昨年の6月19日に中間とりまとめをしました。これに対して、いろいろパブリックコメントで意見が出てきました。最も大きな議論になっておりますのがコンテンツです。三つのレイヤーに分けたうちのコンテンツについてどうするのか、というところで、メディアサービスについていろいろ意見があるのですけれども、特にオープンメディアコンテンツが議論になりました。この言葉は仮称です。その中で特に問題になりますのが、違法情報と有害情報でして、違法情報の場合は法律に違反しますので、現行法との関係で規律はできます。しかし、有害情報についてどうするのかというのが、大きな問題になって参りました。それは中間とりまとめでも（そのときはオープンメディアコンテンツではなく公然通信という言い方をしました）、なんらかの共通ルール、たとえば青少年保護とか人間の尊厳とかそういうものを、将来予想される情報通信法の中に規定しても良いのではないか、と問題提起しました。しかし、それに対しては猛烈に反発がありまして、最終報告の段階では共通ルールという言い方はせずに、それぞれについて問題を提起しました。そのうち、この有害な情報につきましては、何が有害か、というのはなかなか判断が難しいところがあります。

何が有害かという判断を行政機関なり公権力がすべきでない、というのが日本での一般的な考え方です。第三者機関を制度化する必要性も含め、検討すべきであると考えていました。通信・放送の総合的な法体系に関する研究会の報告書では「検討すべきである」をかなりの回数使っておりますが、この第三者機関の制度化ということも検討すべき課題として挙げまして、この段階では2010年の情報通信法の中でどうするのか検討して欲しい、ということでした。

違法・有害情報の問題というのは、ずっと前から議論がありまして、出版物については長い歴史がありますし、1980年代後半・1990年代前半にはパソコ

ン通信との関係で問題になり、90年代半ば以降はインターネットの普及に伴ってインターネット上の情報流通の規律をどうするのか、ルールをどうするのか、という議論をずっとしてきました。

先ほど触れましたように、昨年も、総務省でインターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会が開かれることになりました。これは通信・放送の総合的な法体系に関する研究会の報告書をとりまとめている段階で検討が始まり、第一回を昨年の11月26日に開いております。今のところ11月末にとりまとめをして、パブリックコメントに付して、12月末には最終報告にする予定立てています。この議論の過程で出てきたのが総務大臣要請です。そして18歳未満の青少年が使用するモバイルについてではフィルタリングの原則化ということになりました。そうなると、それまでのホワイトリスト方式だと、たとえばコミュニティサイト、青少年がお互いに連絡を取り合うコミュニティサイトがフィルタリングで使えなくなる、ということで、そういうサービスを提供している事業者から「これは問題だ」といろいろな問題提起が、昨年の12月10日の総務大臣要請後に非常に強く出て参りました。そこで何か第三者機関で判断をして、そこが認定をしたサイトについてはフィルタリングをかけないで青少年も利用できることを考えようということになりました。モバイルの事業者などを中心に昨年の12月に第三者機関設立のための準備委員会ができまして、中村さんと私がそれに関わって12月から3月まで4回にわたって議論をしました。公開で議論しましたので報道もされました。そういう中でモバイルコンテンツ審査・運用監視機構 Mobile Content Evaluation and Monitoring Associationという第三者機関が、今年の4月8日に有限責任中間法人として設立されました。その略称を【EMA】(エマ)としました。Mの中に目玉をつけまして、ある意味では「監視する」、EMAをエンマと読むと、睨みをきかす閻魔様にもなります。それからもう一つ、モバイルに限らずインターネット全体についての審査監視機構設立の議論がありまして、私はこれの前身にあたるコンテンツアドバイスマート推進協議会という団体の会長もしていましたが、そちらは発展的に解消することになりました。新たに設立されたのは「I-ROI」です。これはInternet-Rating Observation Instituteの略です。

このような議論をしているときに国会では自主的な対応だけに任せておけないと、非常に規制色の強い案なども出てきました。そして国會議員の先生方も議論をし、与野党一致で議員立法という形で「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が今年6月11日に参議院で可決成立して、6月18日に公布されました。1年を超えない範囲で、政令で定める日から施行されるということですが、来年の4月1日施行になるのではないかと思います。この法律は、「ネット規制法」、「青少年ネット規制法」などと「規制」という側面を強調する略称が使われることがあります。規制というよりも民間団体の活動に対する支援を中心としたものです。

融合の議論のうち、特にオープンメディアコンテンツの中の有害情報については、違法情報を絡めていろいろ議論になります。それをまたどのように進めていくのかということで、中村さんが世話人になって、10月8日に「安心ネットづくり」促進協議会の発起人総会を開いて協議会を立ち上げることになりました。来年の1月末に設立総会を開いて、民間としてもこういうことについて対応していくう、むしろ民間が中心で、産学で対応していくうということです。11月7日から、会員募集を始めていくところまでできております。インターネットのグローバル性を考えると、国際連携がかなり重視されます。この協議会においてばかりではなく、全体として国際連携に取り組んで行くべきであることはこれまでもずっと議論をしてきました。すでにAPEC-TELでもこの問題について提案をしたことです。これから他の国際機関にも問題を提起して、国際的に検討していくうということまでできております。

中村 EMAが閻魔様のことだったというのは、今日初めて知りました。今お聞きいただきましたように、インターネットの普及あるいはデジタル化の進展に伴いまして、情報通信法の議論がたけなわになっています。それから知財本部や文化庁でも著作権や知財問題に関する議論がたけなわになっておりまして、それらがちょうどオーバーラップしながら動いているという状況であります。しかも堀部さんからもお話をありましたように、民間サイドでもいろいろな取り組みがあるという状況を共有されたかと思ひ

ます。ここで、フロアの皆様から質問あるいはコメントがあれば出させていただけたらと思います。いかがでしょうか。

質問者1 私たちの研究会では、英語でいわゆるコミュニケーション・メディアと言われる海外では盛んな活動が、日本の内で育っているか調べて参りました。そして、活発に社会的な情報を発信しようと取り組んでいるメディアがあるということが分かってきたのですが、今回情報と通信の制度をレイヤー化するときにそういったコミュニケーション・メディア、もしくは市民社会メディア、こう呼んだ方が幅広く捉えられて良いのではないかと考えているのですが、そのメディアも社会的に位置づけていくことも検討されてはどうかと思い7月に実態調査をしました。パネリストの皆さんにはそのようなことをお考えかどうか伺いたいと思います。ちなみに今年9月には欧州議会でコミュニケーション・メディアの促進に対する決議のようなものが出来たり、世界銀行でもコミュニケーション・メディアを促進していくことで民主的な社会の実現につながるというようなレポートが書かれたりしています。堀部先生がさつき触れていた世界人権宣言19条につながることを、今もパブリックアクセスという制度がありながらもそういった世界でも追求している現実を、日本もそこにも関連して、先ほど川瀬さんの方でも苗村さんの方でも国際的なつながりの中で考えていく必要性があるということをご指摘されたと思うのですが、その辺りからご意見を伺えたらと思います。

秋本 法体系を見直す際に、どういう実利が求められるのかということとも、常に頭の体操をしております。デジタル化、ブロードバンド化による「果実」を、もっと多くの方に使っていただこうと思っていて、コミュニケーション・メディアの方々がもっとブロードバンドや電波を使って自ら発信することをサポートできないかと思っております。その際にさらに、頭の体操をしますと、「なるべく放送と位置づけられた方が、他の法律、例えば著作権法の権利処理がたやすくなるんだろう」と思います。そうなると公衆によって直接受信されることを目的とする無線なり有線の送信について、どこまでを担保すればもっと著作権法の処理がたやすくなつて流通が進むのかということを念頭に置きながら、いまは伝送設備規律か

ら始めて、伝送サービス規律までヒヤリングをしている段階です。どうやって規律を合理化し、しかしあるべき所はきちっと求めることができますどこまで重要なのかということに焦点を当てています。ご指摘のコミュニティメディアについては、育って欲しいと私どもも思っているところでございます。

質問者1 そのヒヤリングについてですが、200以上活動しているコミュニティラジオの方達の中で、営利を目的としない活動も盛んに発足したと聞いています。そういう方達の活動現場からの意見もヒヤリングされたらいかがかと思います。

秋本 ご指摘を踏まえて対応したいと思います。こういう方々がいると、分かりましたら教えていただきたいと思います。

堀部 少し一般化しますと、コミュニティメディアとか市民メディアは非常に重要なもので、私も1970年代にアクセス権という問題を提起しました。一昨年に横浜で開かれました、市民メディアの集会にも出ました。ちょうど総務省の通信・放送の総合的な法体系に関する研究会が始まったばかりの時でした。全体の法体系を考える場合にはそういうコミュニティメディア、市民メディアというものが従来とは違って十分それが機能するような制度をどう作っていくのかということで、議論をしてきています。先ほどの秋本さんのプレゼンテーションで言うと、メディアサービスの中で特別メディアサービスは地上テレビあたりを念頭に置いていますが、一般メディアサービスのところは、あまり規律をしないようにして、利用できるようにすることになります。さらにオープンメディアコンテンツですと、誰でも発信できるので、そういうところをどうしていくのか。情報の自由な流れという概念も、この研究会でも議論になっています。フリー・フロー・オブ・インフォメーションというのは、国際的な議論になっているところもありますので、そういうところをどうしていくのか、ということです。しかし一方でそれによって何らかの権利利益が損なわれている面もあるのです。そこをどのようにしていくのかというのは、考えなくてはなりません。民間ができるだけ、きちんと対応していこうとしています。先ほどは触れませんでしたが、EMAの設立に当たりまし

て、ちょうど60年前の1948年の12月に国連総会で採択されました世界人権宣言、その19条の規定を挙げました。その時期は誰もが発信できるということではなかったのが、今では誰もが発信できるようになってきました。60年前に国連で宣言された考え方が、いま現実のものになってきている中でどうしていくのか。10年前の採択50年のときにも新しいメディアとの関係で世界人権宣言をどう位置づけるのかについて、国際人権法学会というところで話をしました。基本は情報の自由な流れ、誰もが情報発信し、また受信できるようにするシステムをもっと考えていくことで、議論をしています。一方で、特にモバイルについては子どもに携帯を持たせるなという議論まであって、通信手段を取り上げるのが良いのか、というあたりも議論すべきところだろうと思います。

中村 他には、いかがでしょうか。

向 中国の文化産業について研究をしております。このパネル、特に情報関連法に関して興味があります。中国では今、迷惑メールについての法律を作成しているところなのですが、日本ではこのような迷惑メールについての有害情報に対する対策、あるいは法律についてはどうしていますか。

秋本 日本では迷惑メール法が2002年の7月にできております。今日、私がお配りさせていただいた資料スライドの2ページに主な変遷を示しておりますが、上方に「迷惑メール法」とございます。これがそれに対応します。

堀部 少し補足いたしますと、迷惑メールというのがインターネットで90年代後半ぐらいに出てきました。学会でもどう対応するのかという、議論をしましたが、旧郵政省の迷惑メールの研究会もできました。最初私がその座長を務めて、今秋本さんが触れた、2002年の迷惑メール法の制定にいたりました。携帯でも、パソコン一般でも同じことです、「送る」という自由をどうするのか、ということが問題になりました。送ってもらって困るということで、一旦送ってきたものについては後から自分のところに送るなという、国際的には「オプトアウト」という言い方をしていますが、その方式を最初採りまし

た。日本やアメリカはこのオプトアウト方式を取ったのですが、ヨーロッパはむしろオプトイン方式、自分の方で欲しいメールだけを受け取る方式です。これについていろいろ他の国の状況なども調査していますが、日本では今年の通常国会で迷惑メール法の大幅な改正をしまして、従来のオプトアウトからオプトイン方式を探ることにしました。それから罰則が非常に重くなりまして、3000万円の罰金も設けられました。日本の迷惑メール法も検討をしていただき、中国でも参考にしていただくとよろしいかと思います。

中村 情報やコンテンツに対して法的にどの様に対応するかというのは、非常に議論が続いているところであり、日本の政府はその部分は慎重に扱う議論をしています。情報通信審議会などの議論においてもできるだけ表現の自由を確保しようという慎重な議論で続いています。一方で立法府、国会は早く法律を制定して措置をしようという、動きも見られる。さらにそれに対して民間のフィルタリング機関の動きのように、民間サイドで自主的に力強く対応をしていくという、動きが交錯しているというところであります。こうした行政、そして立法府、民間サイドでの努力というのは、通信・放送の法体系だけではなくて、先ほど、川瀬さんから話がありましたように、知財も同じような状況にあり、著作権法を動かすとかネット法で法的に何か対応をしようというやり方と、当事者側のビジネスサイドのやる気と言いますが、ビジネスを組み立てるという方向で動かそうという、そういうものが同時に進んでいくという風に思われます。こうした政策のアプローチですかね、あるいは政策決定のメカニズムがとても多角的で多様になってきている。これもまたデジタル化とかIP化の動きの速さの中での特徴ではないかと、私は見ております。

では、最後にどなたか。

質問者2 苗村さんにご紹介いただきました、知財本部の動きで、法改正、著作権保護の改正をこれからパブリックコメントを取って今年中に報告書をまとめるという話は、それで著作権法が改正となつた場合、その後のスケジュールの見通しと手続き、いつ頃の国会に乗るのかなどはわかりますか。

川瀬 今の政府の著作権制度の検討体制というのは、知財本部で独自に調査研究されている分野がございます。それから文化庁に組織されている文化審議会著作権分科会で独自に調査研究している部分もございます。知財本部の検討会で検討されたものにつきましては、知財本部で多分11月の末ぐらいに一つの報告書としてまとまるでしょうから、まとまれば政府全体の課題と位置づけられ、文化審議会で検討するということになると承知しております。通例ですと、来年の2009年の推進計画に載って、検討が開始されるということになるわけです。ただ、現在知財本部で検討されている課題につきましては、すでに文化庁で検討している課題もございますし、間に合うものにつきましては来年の通常国会に法案を提出したいと希望しております。内容によって、どのような取扱いになるのかは今のところ具体的に何とも申し上げられないということです。

質問者2 文化審議会の審議を通じて再来年になるのでしょうか。

川瀬 今までのルールですと、そのような形になると思いますが、権利制限に関する一般条項（いわゆる日本版フェアユース規定）については、法案提出を急ぐべきだというようなご意見が世の中に存在していることは承知しておりますので、政府の方針次第では、検討を早めることもあるとは思いますが、その点についてはまだ文化庁の方では全然議論をしていないというのが現状です。

中村 どうもありがとうございました。今の話でもありましたように、2010年、あるいは2011年にかけて、デジタルの政策や制度にはやるべきことが山積みで、早いテンポでの政策も議論していくんだろうと思います。今年から来年にかけていろいろ山場も出てくるだろうなと思いますので、引き続きこうした場を活用しながら、あるいはプロデュースしながら議論を盛り上げていきたいと思います。ということでいただいた時間が参りました。この辺でこのセッションをお開きにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。